

## 京都市上下水道企業管理規程第36号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

### 京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表以外の部分中「課」の右に「，室」を加え，同項の表課の名称の欄中「課の名称」を「課又は室の名称」に改め，同表総務部の款総務課の項中「庶務係，調査係，経営企画係，財産管理係」を「庶務係長，防災危機管理係長，調査係長，広報係長，経営企画係長，財産管理係長，営繕係長」に改め，同款職員課の項中「人事係長」の右に「，企画係長」を加え，同表水道部の款配水課の項の次に次の1項を加える。

漏水修繕センター準備室	事務係，技術係
-------------	---------

第1条第6項表以外の部分中「に掲げる支所を，支所に係を置く」を「の左欄に掲げる名称の支所を同表右欄に掲げる所在地に設置する」に改め，同項の表を次のように改める。

支 所 の 名 称	所 在 地
きた管路管理センター東部支所	京都市左京区川端通丸太町下る下堤町94番地8
きた管路管理センター八条支所	京都市南区東九条東山王町12番地3
みなみ管路管理センター山科支所	京都市山科区柳辻草海道町35番地2

第1条第7項を次のように改める。

7 京北地域水道及び特定環境保全公共下水道に係る事務を処理するため、地域水道課に京北分室を置く。

第1条第7項の次に次の1項を加える。

8 前項に規定する分室を、京都市右京区京北周山上寺田1番地1に設置する。

第2条第2項中「又は理事」を削り、同条第3項中「課に」を「課又は室に」に改め、同条第9項中「及び係」を「、係及び支所」に改め、同項を第10項とし、同条第8項第3号及び第4号を次のように改め、同項を第9項とする。

(3) ポンプ施設事務所に所長を置く。

(4) 管路管理センター支所に支所長を置く。

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 漏水修繕センター準備室に室長及び室長補佐を置く。

第3条第1項中「課長」の右に「、室長」を加え、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「課長補佐」の右に「、室長補佐」を加え、同項を第6項とし、同条第8項及び第9項を1項ずつ繰り上げ、同条第10項中「、管路管理センター支所長」を削り、同項を同条第9項とし、同条第11項を第10項とする。

第4条第2項中「、支所長」を削る。

第5条第3項中「課長に」を「課長又は室長に」に改め、「課長補佐」の右に「、室長補佐」を加え、同条第6項中「、管路管理センター支所長」を削る。

第12条第1号及び第2号中「地域水道事業」の右に「、京北地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業」を加え、同条第3号を削る。

第14条に次の1号を加える。

(6) 京北地域水道事業の再整備に係る調査に関すること。

第33条を第34条とし、第32条を第33条とし、第31条の次に次の1条を加える。

(管路管理センター)

第32条 管路管理センターの事務分掌は、次のとおりとする。

事務係

(1) 取付管新設工事（管路建設課所管の工事を除く。第4号並びに管理係の項第3号及び第4号において同じ。1件1,000,000円以下のものに限る。）の請負契約及び検収に関する事。

(2) 1件1,000,000円以下の取付管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事（京都市水路等管理条例に規定する水路等（市長から受任したものに限る。以下本条及び第35条において「水路等」という。）の修繕工事を含む。）の請負契約及び検収に関する事。

(3) 取付管及び排水設備の清掃の費用並びに工事負担金の調定及び徴収に関する事。

(4) 取付管新設工事の費用の調定及び徴収に関する事。

(5) 業務統計に関する事。

(6) 所に属する器具、資材の出納保管に関する事。

(7) その他センター又は支所の庶務に関する事。

管理係

(1) 公共下水道施設（終末処理場及びポンプ場を除く。以下本条において同じ。）の維持管理に関する事。

(2) 取付管及び排水設備の清掃に関する事。

- (3) 取付管新設工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (4) 取付管新設工事の費用の決定に関すること。
- (5) 取付管新設工事の検査に関すること。
- (6) 取付管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の設計、施行、監督及び検査に  
関すること。
- (7) 水路等の維持管理に関すること。
- (8) 排水設備の改善指導に関すること。

#### 技術係

- (1) 排水設備の技術指導に関すること。
- (2) 公共下水道施設の維持工事並びに受託工事の設計、施行、監督及び検査に関す  
ること。
- (3) 公共下水道施設の建設改良工事（管路建設課所管に属するものを除く。）の設  
計、施行、監督及び検査に関すること。
- (4) 下水道法による行為の許可及び都市計画法による開発行為の協議並びに当該  
許可又は協議に伴う下水道施設等の検査に関すること。
- (5) 私道内下水道の整備に関すること。
- (6) 水路等の改良工事に伴う設計、施行、監督及び検査に関すること。

第31条を削り、第19条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に  
次の1条を加える。

#### (管理課)

第19条 管理課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 事故処理に関すること。
- (3) 広報に関すること。

- (4) 部に属する諸企画及び事業の審査並びに進行管理（終末処理場を除く。次号において同じ。）に関すること。
- (5) 公共下水道施設の維持管理に関すること。
- (6) 路面復旧工事の施行及び検収に関すること。
- (7) 公共下水道の供用開始に関すること。
- (8) 下水道法による水洗便所への改造命令等に関すること。
- (9) 排水設備及び水洗便所工事の指導に関すること。
- (10) 水洗便所の普及の計画及び実施に関すること。
- (11) 水洗便所築造工事資金の貸付けの承認、決定及び償還金（未納分に限る。）に関すること。
- (12) 水洗便所設置奨励金に関すること。
- (13) 私道内下水道整備に関すること。
- (14) 指定下水道事業者に関すること。
- (15) 排水設備工事（管理者が施行するものに限る。第17号、第19号及び第20号において同じ。）の費用の調定及び徴収に関すること。
- (16) 排水設備工事のしゅん工検査の費用の調定及び徴収に関すること。
- (17) 排水設備工事の費用の分割納入に関すること。
- (18) 排水設備工事の計画の確認及びしゅん工検査に関すること。
- (19) 排水設備工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (20) 排水設備工事の費用の決定に関すること。
- (21) 接続ますの位置設定業務に関すること。
- (22) 雨水貯留施設の設置助成に関すること。
- (23) 管路管理センター及びポンプ施設事務所に関すること。
- (24) その他部内他の課の所管に属しないこと。

第18条を削り、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(漏水修繕センター準備室)

第17条 漏水修繕センター準備室の事務分掌は、次のとおりとする。

漏水修繕センターの設立準備並びに設立に係る他の課、資器材・防災センター、営業所及び配水事務所との連絡調整に関すること。

本則に次の1条を加える。

(管路管理センター支所)

第35条 管路管理センター支所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道施設（終末処理場及びポンプ場を除く。以下本条において同じ。）の維持管理に関すること。
- (2) 取付管及び排水設備の清掃に関すること。
- (3) 取付管新設工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (4) 取付管新設工事の費用の決定に関すること。
- (5) 取付管新設工事の検査に関すること。
- (6) 取付管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の設計、施行、監督及び検査に  
関すること。
- (7) 水路等の維持管理に関すること。
- (8) 排水設備の改善指導に関すること。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)